

政令市における犯罪被害者等支援条例の制定状況

市名	岡山市(全12条) 犯罪被害者等基本条例 平成23年4月1日施行	京都市(全19条) 平成23年4月1日施行	堺市(全15条) 平成25年4月1日施行	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行予定
条項の項目						
目的	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条
定義	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条	第2条
基本理念	第3条(犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則)	第3条	第3条	第3条	第3条	第3条
市の責務	第4条	第4条	第4条	第4条(市の責務及び支援)	第4条	第4条
市民の責務	第5条(市民等の責務)	第5条	第5条	第5条	第5条	第5条(市民等の責務)
事業者の責務	第5条(市民等の責務)	第6条	第6条	第6条	第6条	第6条
相談及び情報の提供等	第6条(犯罪被害者等の支援のための総合窓口)	第9条	第7条	第7条	第7条	第7条(総合支援窓口の設置) 第8条
・弁護士による無料法律相談						
広報及び啓発	第11条(市民等の理解の増進)	第18条	第13条	第10条	第10条	第14条(市民等への啓発活動等)
精神的被害からの回復に向けた支援	第7条(保健医療・福祉サービスの提供)	第12条	第8条	第8条	第9条	第9条(日常生活等の支援)
・心理カウンセリング						
・精神医療支援						
住居の提供等	第8条	第11条	第9条	第4条(市の責務及び支援)	第8条(経済的負担の軽減等)	第9条(日常生活等の支援)
・市営住宅への入居	抽選倍率優遇・目的外使用	無抽選入居・要件の緩和	要件の緩和・目的外使用	抽選倍率優遇・目的外使用	無抽選入居・目的外使用	目的外使用
・転居費の助成						
・転居後の家賃助成						
・一時避難場所の提供						
雇用の安定	第9条	第13条	第10条	第4条(市の責務及び支援)		第9条(日常生活等の支援)
・資格等の取得費用						
経済的負担の軽減		第10条(日常生活の支援)		第4条(市の責務及び支援)	第8条(経済的負担の軽減等)	第9条(日常生活等の支援)
・生活資金の給付						
・支援金						
・家事援助費の助成						
・一時保育費の助成						
・教育関係費						
・配食サービス						
・損害賠償補償						
民間支援団体等に対する支援	第10条	第16条	第12条	第9条		第13条
支援を行わないことができる場合	第12条	第19条	第14条	第11条	第13条	第15条
委任			第15条		第14条	第16条
その他の条項		第7条(民間支援団体の責務) 第8条(犯罪被害者等の支援に関する計画) 第14条(大学等との連携) 第15条(観光旅行者等に対する支援) 第17条(教育活動の推進)	第11条(教育活動の推進)		第11条(人材の育成) 第12条(意見の反映)	第10条(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援) 第11条(総合的支援体制の整備) 第12条(人材の育成)
支援や助成対象者等の定義	(支援対象者) ・市内に居住、通勤、通学している者	(生活資金給付対象者) ・住民基本台帳に登録されている者	(支援対象者) ・市内に居住、通勤、通学している者	(助成対象者) ・住民基本台帳に登録されている者	(助成対象者) ・住民基本台帳に登録されている者が基本	(助成対象者) ・住民基本台帳に登録されている者
市民等の定義	(市民等) ・市民及び事業者			(事業者) ・報道機関 ・犯罪被害者等を雇用する者		(市民等) ・市内在住、在勤、在学者 ・市内で活動を行う団体
事業者の定義						(事業者) ・犯罪被害者等を雇用する者 ・市内で事業活動を行う者